

# 一般社団法人 日本摂食・嚥下リハビリテーション学会会則

## 総 則

第 1 条 この会則は、一般社団法人日本摂食・嚥下リハビリテーション学会定款（以下「定款」という）に基づき、会員の制度、事業等について定める。

## 目 的

第 2 条 本学会は摂食・嚥下障害のある人達のリハビリテーションに関する問題を学際的な見地から解決するための各種活動を行うことを目的とする。

## 会 員

第 3 条 定款第 7 条各号に規定する会員以外の者は、本会則に定めるところにより本学会が行う事業に参加することができる。

## 会員の種別

第 4 条 本学会の会員の種別は、定款第 7 条および会則第 3 条により次のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 一般会員
- (3) 名誉会員
- (4) 賛助会員
- (5) 購読会員
- (6) 臨時会員

## 資格要件

第 5 条 会員の資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 正会員は、定款第 7 条第 1 号のとおりとする。
  - (2) 一般会員は、本会の目的に賛同する医師、歯科医師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、栄養士、その他保健医療福祉等の関係者とする。
  - (3) 名誉会員は、定款第 7 条第 2 号のとおりとする。
  - (4) 賛助会員は、定款第 7 条第 3 号のとおりとする。
  - (5) 購読会員は、図書館や医療関連施設等広く一般に情報を公開することを目的とする施設とする。
  - (6) 臨時会員は、会員ではないが共同発表者として学術大会で発表を行うときに所定の会費を支払った者とする。
- 2 会員は死亡したとき、3 年以上会費を滞納したとき、著しく本会の名誉を傷つけたとき、その資格を喪失する。

## 会 費

第 6 条 会員の会費は、次のとおりとする。ただし、名誉会員は会費を納めることを要しない。

- |               |                           |
|---------------|---------------------------|
| (1) 正会員, 一般会員 | 年額 5,000 円                |
| (2) 賛助会員      | 年額 1 口 30,000 円           |
| (3) 購読会員      | 年額 5,000 円                |
| (4) 臨時会員      | 1 名 1,000 円を筆頭演者が一括して納める。 |

## 役 員

第 7 条 本学会の役員の選任は、次のとおりとする。

- (1) 理事長, 理事, 監事の選任は定款第 25 条, 第 26 条に定めるとおりとする。
- (2) 評議員は, 定款第 7 条第 1 号の正会員を称し, 一般会員の中から理事の推薦により理事会で選出され, 社員総会で承認を受ける。任期は 2 年で再選を妨げない。
- (3) 評議員の定数は社員総会で決定する。

## 入会手続き

第 8 条 一般会員として入会を希望する者は, 所定の用紙に必要事項を記入し, 本事務局に申し込むものとする。

## 一般会員資格の取得

第 9 条 入会手続きを経たものは, 年会費の納入が確認された後, 一般会員として登録される。入会日は登録日とする。

## 権利義務

第 10 条 会員の権利義務は, 次項以下に定め, 特別の場合を除き入会日をもって発生する。

2 正会員および一般会員の権利義務に関する次項は下記の通りである。

- (1) 本学会が刊行する学会雑誌の頒布を受けることができる(入会年月日以降)。ただし, 会費を 3 年滞納した場合はこれを停止する。
- (2) 総会, 学術大会, その他本学会が行う事業への参加ができる。
- (3) 学会雑誌への投稿および学術大会への演題応募ができる。
- (4) 第 6 条に定めるとおり, 会費を納めなければならない。
- (5) 総会の議決を遵守しなければならない。
- (6) 住所, 氏名, 学会雑誌送付先に変更がある場合は速やかに届け出なければならない。
- (7) その他本学会の定款および規則等に定められるところの権利を行使し義務を負う。

3 賛助会員には前項の規定を適用する。

4 名誉会員は第 2 項第 1 号本文, 第 2 号, 第 3 号, 第 5 号, 第 6 号および第 7 号の規定を適用する。

5 購読会員は第 2 項第 1 号, 第 4 号の規定を適用する。

6 臨時会員は第 2 項第 2 号の規定を適用する。

## 退 会

第 11 条 退会しようとする者は退会届を学会事務局に提出しなければならない。

- 2 会員の退会年月日は届け出のあった日とする。
- 3 既納会費は返納しない。

## 再入会

第 12 条 一旦会員の資格を喪失した者が再度入会しようとするときは、新規入会の手続きを要するものとする。

## 通 知

第 13 条 一般会員の入会通知は本人に対して行う。

## 学会雑誌

第 14 条 本学会は、定款第 5 条第 3 号に基づき、日本摂食・嚥下リハビリテーション学会雑誌（The Japanese Journal of Dysphagia Rehabilitation：日摂食嚥下リハ会誌，JJDR）を年 3 回発行する。

- 2 英文雑誌 Dysphagia を Official English language Journal とする。

## 学術大会

第 15 条 本学会は定款第 8 章に基づき、学術大会を開催する。

- 2 正会員、一般会員、名誉会員は学術大会に参加することができる。
- 3 前項以外の者は、学術大会が定める参加費を納めるときは、その学術大会期間中のみ特別参加者として参加することができる。ただし、学術大会抄録集は別途有料配布とする。
- 4 学術大会参加費は大会長が定める。
- 5 学術大会で発表する研究は、その抄録を日本摂食・嚥下リハビリテーション学会雑誌に掲載する。

## 補 則

第 16 条 この規則に定めがなく、実施上補足を要する事項については、その都度理事会の定めるところによる。

## 付 則

1. 本会則は平成 21 年 8 月 1 日から施行する。
2. 本学会学術大会の回数は、研究会からの通年で表示する。
3. 平成 21 年 1 月 1 日から任意団体の口座に振り込まれた年会費は法人初年度の会費収入とする。